足利市家庭用小型合併処理浄化槽設置補助金交付申請手続きフロー図

令和4(2022)年4月　現在

事　前　準　備

新築または改築住宅の場合、建築指導課等へ建築確認申請をし「確認済証」の交付を受ける。建築確認対象外の場合、クリーン推進課へ「浄化槽設置届出書」を提出する。

補 助 交 付 申 請 書

申請者（補助金を受けようとする人）は必要書類を添付した「補助交付申請書」をクリーン推進課へ提出する。

添付書類
（１）既設単独処理浄化槽が確認できる写真（既設単独処理浄化槽撤去の場合のみ）
（２）既設底板コンクリート確認書（既設底板コンクリートを使用する場合のみ、別記様式第１１号）
（３）公共下水道接続誓約書（市単独補助対象区域の場合のみ、別記様式第８号）
（４）工事請負契約書
（５）浄化槽設置工事内訳書(別記様式第１０号)
（６）審査期間を経過した浄化槽設置届出書又は浄化槽仕様書及び建築確認通知書の写し、専用住宅を借りている者は賃貸人の承諾書
（７）環境配慮型合併処理浄化槽の構造図
（８）敷地内処理装置を使用する場合には、その概要書等
（９）設置場所の案内図及び配置図・平面図
（10）国庫補助指針適合登録浄化槽管理票Ｃ票及び登録証（10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する場合に限る）
（11）小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習修了証又は浄化槽設備士の免状の写し
（12）申請者の債権者登録申出書
（13）その他市長が必要と認める書類

補助金交付決定通知書

申請内容の審査（市税等の納税状況についても確認します。）の結果、補助金交付の決定がされると申請者へ「補助金交付決定通知書」が送付されます。

補助金申請内容の変更又は設置の中止もしくは廃止の場合「変更承認申請書」をクリーン推進課へ速やかに提出する。

工　事　開　始

施工業者は浄化槽法等に従って施工する。（写真撮影記載例と同様に撮影を行い、実績報告書に添付する。）

工　事　完　了

実　績　報　告　書

浄化槽設置工事完了後、速やかに「実績報告書」をクリーン推進課へ提出する。

添付書類
（１）竣工図（工事完了後の配置図、浴室・手洗い等配管の接続先が分かるもの）
（２）チェックリスト（別記様式第９号）
（３）浄化槽設置工事の現場写真（１枚毎に撮影日が確認できるよう、写真内に日付が移っているもの。既設単独処理浄化槽撤去の場合は、当該撤去工事に係る写真を含む。写真撮影記載例と同様に撮影したもの）
（４）浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
（５）浄化槽法（第７条）法定検査依頼書の写し
（６）機能保証制度登録証（市町村用）
（７）浄化槽工事完了報告書の写し
（８）浄化槽使用開始報告書の写し
（９)浄化槽工事費用の領収書の写し
（10）撤去する単独処理浄化槽の産業廃棄物管理票（ﾏﾆﾌｪｽﾄ）D票の写し（既設単独処理浄化槽撤去の場合のみ）
（11）浄化槽使用廃止届出書の写し（既設単独処理浄化槽撤去の場合のみ）
（12）その他市長が必要と認める書類

現　地　調　査

クリーン推進課が工事完了した現地の検査をします。

現地調査の結果、改善が必要な場合には改善後、再度現地を検査します。

補　助　金　交　付

申請者の指定した金融機関へ補助金が振り込まれます。